

公共事業の事業評価書

（林野公共事業の事前評価）

令和7年8月

1	政策評価の対象とした政策										
令和８年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事前評価を実施した。											
	<table><tr><th>区分</th><th>事業名</th><th>評価実施地区数</th></tr><tr><td>直轄事業</td><td>直轄地すべり防止事業</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>1</td></tr></table>	区分	事業名	評価実施地区数	直轄事業	直轄地すべり防止事業	1	合計		1	
区分	事業名	評価実施地区数									
直轄事業	直轄地すべり防止事業	1									
合計		1									
2	政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期										
(１) 評価担当部局 事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、林野庁森林整備部治山課及び東北森林管理局において実施した。（「事業評価担当部局一覧表」別添１） (２) 評価実施期間 令和７年４月から８月まで											
3	政策評価の観点										
本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。事業地区の評価の観点は、「林野公共事業の事業評価における政策効果の把握について（概要）、新規採択チェックリスト」（参考資料）に示すとおりである。											
4	政策効果の把握の手法及びその結果										
政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用便益分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。 評価の結果については、「地区別評価結果」（別添２）のとおりである。											
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項										
(１) 令和７年７月に森林管理局において、学識経験者で構成する森林管理局事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。 同技術検討会での意見の概要は以下のとおりである。 事業地区の評価結果の案について、事業の必要性、効率性、有効性が認められ、地元の強い要望もあることから、本事業の実施は妥当である。 (２) 事業評価技術検討会の委員構成は、（別添３）のとおりである。											

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
-----------------------------------	--

本評価を行う過程において使用した資料は「地区別評価結果」（別添２）である。

なお、「地区別評価結果」（別添２）は林野庁ホームページで公表することとしている。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/r7hyouka.html>)

森林管理局事業評価技術検討会の資料等は、森林管理局ホームページで公表することとしている。

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kyoku_iink.html)

その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」（別添４）のとおりである。

7 政策評価の結果	
-----------	--

評価の対象とした事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。

評価結果は、「地区別評価結果」（別添２）のとおりである。